

會社側ノ提案

- 一、小管 一割以内不良ノ際
 - 一、大吋 八分以内不良ノ際
 - 一、中管(三吋) 七分以内不良ノ際
 - 一、大管(四吋迄) 五分以内不良ノ際
- 右ニ對シ請負貸金ノ一割ヲ賣與金トシテ支給ス

職工側修正案

- 一、小管 一割五分以内不良ノ際
 - 一、其他ヲ 一割以内不良ノ際トスルニト
- 右及申(通)報候也

(別記)

職工側ヨリノ要求書

- 第一條 罰金制度ノ撤廢
 - (一) 無届欠勤一回、
 - (二) 早出欠勤五十秒
 - (三) 不良品に對する罰金
- 第二條 貸銀制度ノ改制
 - (一) 賃銀ニ割値上げ
 - (二) 朝鮮人の賃銀を日本人と同へにすること
- 第三條 定時内外労働に對する手当の改制
 - (一) 早出時間に對し五割の手当を支給すること
 - (二) 残業時間に對し五割の手当を支給すること
 - (三) 徹夜業に對し十割の手当を支給すること
- 第四條 退職手当の制定
 - (一) 六ヶ月未満二十日分
 - (二) 一ヶ年未満三十日分
 - (三) 一ヶ年以上五ヶ年迄は一ヶ月を増す毎に二日を加算す
 - (四) 五ヶ年以上は一ヶ月を増す毎に三日を加算す
- 第五條 作業道具及び消耗品は会社持のことに
- 第六條 工場設備の完成
 - (一) 危険防止設備の完成
 - (二) 医療設備をすること
 - (三) 浴場の設備を完全にすること
 - (四) 食堂及び更衣場を設けること
- 第七條 臨時休業の場合に日給の金額を支給すること

右要求す

大正十四年十二月十日